

# ◎申請の際は、必ずご提出ください

令和2年6月版

## 小児慢性特定疾病受給者証の郵送方法に関する選択届

審査の結果、認定された場合は受給者証が郵送されます。  
受給者証の郵送方法について、下記3つの郵送方法から1つを選択し、  
本紙と必要な金額分の切手を申請書類と一緒に送付してください。

↓希望する郵送方法にチェック(☑)の上、受給者番号・申請者名をご記入ください。

**普通郵便**(切手の送付は不要です)

**特定記録郵便**(切手160円分の送付が必要です)

**簡易書留郵便**(切手320円分の送付が必要です)

上記のとおり郵送方法を希望します。受給者番号： \_\_\_\_\_

申請者氏名： \_\_\_\_\_

・各郵送方法の詳細と必要な切手料金一覧

郵送方法	お渡し方法	必要な切手
普通郵便	お届け先の郵便受けに投函します。 追跡番号がなく、郵便の追跡ができません。	不要
特定記録郵便	お届け先の郵便受けに投函します。 郵便受けの投函まで追跡番号があります。	<u>160円分</u>
簡易書留郵便	郵便局員の手渡しでお届けします。 郵便局員の手渡しまで追跡番号があります。※	<u>320円分</u>

※郵送事故の責任は負いかねます。郵送の記録が必要な場合は特定記録か簡易書留を選択してください。

※簡易書留を希望された方へ

配達時に不在等で郵便局が定める期間までにお届けできず、受給者証が松戸健康福祉センター(松戸保健所)へ返送された場合、電話で連絡します。連絡が付かなかった場合、再度郵送しますが普通郵便となります。ご注意ください。